

保育所等の利用及び利用調整に関する見直しについて

本年10月から開始する令和6年度保育所入所募集に向けて、保育所等を利用する児童の父母が同時に育児休業を取得する期間の見直し及び「杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則（平成26年杉並区規則第88号）」ほか1規則について、以下のとおり一部見直しを行いましたので、ご報告します。

1 見直しの概要

(1) 父母が同時に育児休業を取得できる期間の見直し

これまで、父母が同時に育児休業を取得した場合、保育所等に入所する児童がその利用を継続できる期間は「最長29日間」としていたものを、「育児休業に係る子が2歳に達する月の月末まで」に変更する。この見直しにより、子どもの保育の連続性を確保しつつ、男性の育児参加を一層促進する。

(2) 保育必要量認定の見直し

育児休業等を事由とした世帯の保育必要量は「短時間認定」であったが、保護者の状況に応じて標準時間認定に変更できるよう見直す。この見直しにより、育児休業中の保護者が送迎できない場合などに、就労等を行う他方の保護者の送迎が可能になるなど、保護者負担の軽減を図ることができる。

(3) 保育を必要とする事由「就労」の基準指数の変更

新型コロナウイルス感染症等の影響で、保護者の就労形態が多様化したことを受け、就労の基準指数において「居宅外就労」、「居宅内就労」の区分を廃し、新たに「就労」という類型を置く。

(4) 保育を必要とする事由「就学（職業訓練）」の基準指数の変更

就学（職業訓練）の基準指数の最高点が、求職活動を除くその他の基準指数の最高点を下回っていたため、既存の学校種別ごとの指数に加え、就労の指数に準じた就学時間による指数を設定し、この差を解消する。

(5) 育児休業を取得できない世帯への調整指数の変更

これまで2点加点であった調整指数を、0歳児クラスへの申込みについては4点加点に変更する。この変更により、0歳児クラスに入園を希望する育児休業を取得できない世帯が、早期に入所しやすい環境を整える。

2 見直しの理由

育児休業・介護休業法の改正による育児休業制度の見直しや保護者の働き方の多様化など、保育を必要とする世帯を取り巻く環境の変化を踏まえ、保育を必要とする子ども一人ひとりの状況に沿った保育の提供をより一層推進するため、上記の見直しを行うこととした。

3 その他

10月1日から配布する「令和6年度 保育施設利用のご案内」及び区ホームページに掲載し周知するほか、すでに保育所等を利用する児童の保護者に向けて園をとおして情報提供を行う。